(目的)

第1条 この要綱は、人財バンクの設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション、その他市民の生涯学習活動の促進を図り、もって「心のふれあいと会話のはずむ学習交流のまち桶川」の実現に寄与することを目的とする。

(人財バンク)

第2条 この要綱において「人財バンク」とは、生涯学習活動を援助しようとする個人又は団体(以下「援助者」という。)のうち、登録された者(以下「登録者」という。)に関する情報(以下「登録情報」という。)を市民の要望にこたえ、適宜提供するシステムをいう。

(援助者の登録)

- 第3条 援助者の登録は、教育委員会教育長(以下「教育長」という。) が次の各号に掲げる技術、能力、資格等の区分ごとに行うものとする。
 - (1) 教育等一般、人文・社会科学、自然科学、産業・技術、芸術・文化、 体育・スポーツ・レクリエーション、家庭生活・趣味、市民生活・国 際関係等に優れた資質や能力を有する者
 - (2) 医師、弁護士、税理士など一般的に認められた公的資格を有する者
 - (3) 大学教授、専門学校教員など高度な専門知識、技術又は技能を有する者

(運営の方針)

- 第4条 登録情報は、次に掲げる方針に基づき管理するものとする。
 - (1) 関係法令により保護すること。
 - (2) 政治的・宗教的活動又は営利活動を目的とするものへの提供はしないこと。
 - (3) 正確性の確保に努めること。

(登録手続)

- 第5条 人財バンクに登録を希望する個人又は団体(以下この条において「申請者」という。)は、様式第1号又は様式第2号の桶川み・ら・い塾人財バンク登録申請書により教育長に申請するものとする。
- 2 教育長は、前項の規定による申請に基づき、申請者の登録に要する資格等を確認の上、登録を決定した者を登録者名簿に記載するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により登録をしたときは、様式第3号の桶川 み・ら・い塾人財バンク登録者カードにより申請者に通知するものとす る。

(登録情報の管理)

第6条 登録情報の管理は、教育委員会生涯学習主管課において行う。 (登録情報の提供)

- 第7条 教育長は、生涯学習のために市民から相談があった場合において、 その市民へ登録情報を提供するものとする。
- 2 登録情報の提供は、面談によるものとする。ただし、面談が困難な場合は、他の方法により提供することができる。
- 3 前2項に定める登録情報の提供項目は、氏名又は団体名、登録分野、登録活動内容及び活動可能日時とする。ただし、登録者の承諾を得た場合は、これらの項目以外のものについても情報提供することができる。 (登録者の義務)
- 第8条 登録者は、ボランティアの理念に基づき活動するものとする。
- 2 登録者は、活動する上で、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(登録の効力の始期)

第9条 人財バンクの登録の効力の始期は、第3条の規定により登録をした日からとする。

(登録の取消し等)

- 第10条 教育長は、登録者が次に掲げる事項に該当するときには、登録者の登録内容を変更し、追加し、又は取り消すことができる。
 - (1) 登録内容の変更、追加又は取消しの申出が本人からあったとき。
 - (2) 登録の内容を偽り、又は誤りを知っていて訂正を申し出なかったとき。
 - (3) 登録者のうち個人にあってはその者の死亡を、団体にあってはその解散を知ったとき。
 - (4) その他この要綱に反する行為があると認められるとき。

(登録者紹介)

- 第11条 登録者の紹介を希望する利用者は、様式第4号の桶川み・ら・ い塾人財バンク登録者紹介依頼書を、教育長に提出するものとする。
- 2 登録者との調整がついた場合は、様式第 5 号の桶川み・ら・い塾人財 バンク登録者紹介依頼回答書により、利用者へ通知するものとする。

(利用報告書)

第12条 人財バンクを利用したものは、様式第6号の桶川み・ら・い塾 人財バンク利用報告書を、事業終了後速やかに教育長に提出するものと する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、人財バンクに関し必要な事項は、 教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

+ 十 上 大 イ 1		(姓尼夕明坛)
様式第1	5	(第5条関係)

No.		
11/1/1		
I NO.		

桶川み・ら・い塾 人財バンク登録申請書(個人)

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

私は、桶川み・ら・い塾 人財バンク設置運営要綱に基づき、登録することを申請します。

	—)
	氏	3							
	主	所	₹	_					
①登録者 電	話番号	_	_		FAX	<	_		
その作	也の連絡先	• 方法等		-					
	年龄	1.10f 5.50f		20代 60代	3.30代 7.70代		1.40代 3.80代	性別	1.男 2.女
分 野	大分類	No.	中分類	lo.	指導分野				
内容	3								
特色	3								
②指導の 内容 実 線									
略断	<u> </u>								
	Š								
対 象	1.幼児	2.青少年	3.成人	5.高齢者	6.女性	7.特定	見しない	8.その他	
時間	1. 午前	້າ 2	2. 午後	3.	夜間	4.	その他		
③指導の 曜 E	1.平日	2.±	曜日	3.日曜	星日・祭日	4	その他		
条件	1.無料	2.1	与 料						
備き	5								

受付年月日: 年 月 日 担当者: 分類 大()中()小()

NI-		
INIO		
No.		
1 10.		

桶川み・ら・い塾 人財バンク登録申請書(団体)

/-		
_		
ᄔ		
	/	

桶川市教育委員会教育長

私は、桶川み・ら・い塾 人財バンク設置運営要綱に基づき、登録することを申請します。

15101	がな					j	結成			構成。	人員
団体名	名称						年		目		人
	E	€ 2	る (ふりた	がな)				()
		住		所	〒 −	-					
①代表者	1	電話	番号		- –		FA	×	_		
	その	ひ他の	の連絡先	• 方法等							
	分	野	大分類	No.	中分類	lo.	指導分野				
	内	容									
	特	色									
②指導の											
内容	実	績									
	略	歴									
	資	格									
	対	象	1.幼児	2.青少年	₹ 3.成人	5.高齢者	6.女性	7.特定	こしない	8.その他	
	時	間	1. 午前	Ú	2. 午後	3.	夜間	4.	その他		
の比当の	曜		1.平日	2.	土曜日	3.日曜	目・祭日	4.7	その他		
③指導の 条件	費	用	1.無料	2	.有料						
	備	考									

受付年月日:	年	月		担当者:	分	類	大()	中 () 小()
--------	---	---	--	------	---	---	----	---	-----	------	---

分 類 表

	大分類		中分類
1	教育等一般	1	生涯学習一般
		2	
		3	青少年教育
		4	その他
2	人文·社会科学	1	人文·社会一般
		2	心理学
		3	哲学•宗教
		4	歴史•地理
		5	政治·経済
		6	法律
		7	財政・統計
		8	社会問題·労働
		9	社会学
		10	教育学
		11	民俗·習慣·文化財
		12	郷土史
		13	その他
3	自然科学	1	自然科学一般
		2	数学·計算
		3	物理·原子
		4	化学·実験
		5	天文·地学
		6	動物•植物
		7	生物・博物
		8	医学•薬学
		9	その他
4	産業•技術	1	産業·技術一般
		2	農林·畜産
		3	水産
		4	商業·経営
		5	土木·建築
		6	機械・電気・電子
		7	交通·観光
		8	通信
		9	コンピューター
		10	その他

大分類		中分類
5 芸術・文化	1	芸術·文化一般
	2	美術·工芸
	3	書道
	4	音楽•伝統芸能
	5	舞踊
	6	演劇
	7	画像•映像
	8	文学·文芸
	9	茶道•華道
	10	その他
6 スポーツ・	1	スポーツ
レクリエーション	2	体操(健康体操等も含む)
	3	登山·野外活動
	4	レクリエーション
	5	その他
7 家庭生活・趣味	1	家庭生活一般
	2	生活科学
	3	家庭医学
	4	衣生活
	5	食生活
	6	住生活
	7	礼儀•作法
		趣味一般
		手芸•編物
	10	娯楽
		園芸
	12	その他
8 市民生活・		市民生活·国際関係一般
国際関係		コミュニティ
		余暇活用・レジャー
		公衆·食品衛生
		精神衛生
	6	国際理解・協力
	7	
	8	その他
9 その他	1	その他

登録者カード (個 人)

様式第3号(第5条関係)

登録者カード

団体会員No.

桶川み・ら・い塾 人財バンク

<u>氏名</u> 《 》

年 月 日発行

桶川市教育委員会

《注意事項》

- ○下記の事由があったときは届出をすること 記
- ・連絡先に変更が生じたとき
- ・指導内容・指導条件に変更が生じたとき
- ・登録を辞退するとき

○この証明書を不正に使用したり、他人に譲渡し たりしないこと

> 桶川市教育委員会 ™048-788-4970

登録者カード (個 人)

様式第3号(第5条関係)

登録者カード

団体会員No.

桶川み・ら・い塾 人財バンク

<u>氏名</u> 《 》

年 月 日発行

桶川市教育委員会

《 注意事項 》

- ○下記の事由があったときは届出をすること記
- ・連絡先に変更が生じたとき
- ・指導内容・指導条件に変更が生じたとき
- ・ 登録を辞退するとき

○この証明書を不正に使用したり、他人に譲渡し たりしないこと

> 桶川市教育委員会 ™048-788-4970

No.

桶川み・ら・い塾 人財バンク登録者紹介依頼書

桶川市教育委員会教育長

受付方法: 来所・電話・その他 (具体的に記入

依頼者名(〔	司休夕)	ふりた	がな								
	J +`□/										
		()					
	Τ_	(,					
住 所	₹										
電話								FAX			
	事業	名									
		時		年	月	⊟()	時	: 分~	時	分 まで
相談内容	参加対	象者							(入
	会	場	会場名:				住	所:			
	依頼	力容									
77.47	1	<i>-</i>)	- Tu - Lu		>					
登録者への対	加記録	(生涯	学習主管	課にた		2入)					
登録者の該当	の有・無		有 •	無					※ 有の	場合は	、以下記入
該当登録者	• 団体名	1							登録番号		
活動分型	予の名称	下									
連絡結果	成立	•	不成立	(不)	或立の	場合は、	以下	に理由を	記入)		
該当登録者	• 団体名	2							登録番号		
活動分型	予の名称	Ţ									
連絡結果	成立	•	不成立	(不)	成立の	場合は、	以下	に理由を	記入)		
<u>└───</u> 受付日:		 年	月	F ()			* I	マク扱い 職員	 名	

※取り扱い職員名

桶川み・ら・い塾 人財バンク登録者紹介依頼回答書

回答日: 年 月 日

様

年 月 日にご依頼のありました登録者紹介依頼について、次の登録者と 調整がつきましたので回答します。

登録者とは直接連絡し、調整してください。

なお、調整の結果については、桶川市教育委員会へ連絡してください。

該当登録者

該当者1

登録者氏名	
活動分野の名称	
登録者連絡先	

該当者2 ※該当者2はいる場合のみ

登録者氏名	
活動分野の名称	
登録者連絡先	

※事業終了後、様式6号桶川み・ら・い塾 人財バンク利用報告書を速やかに提出してください。

桶川み・ら・い塾 人財バンク利用報告書

令和 年 月 日

桶川市教育委員会教育長

団体名

代表者 氏名

電話

桶川み・ら・い塾 人財バンクを利用したので、次のとおり報告します。

事業名	
人財バンク	
登録者氏名	
実施日時	年 月 日()
	(午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
参加対象者	(人)
実施場所	会場名:
	住 所:
事業内容	
意 見 •	
感想	